

～ 新型コロナワクチン接種情報 ～

■【オミクロン株対応】コロナワクチン接種について

11月17日（木）～12月20日（火）の期間で実施いたします。

※高齢者以外の方は、11月25日から開始します。

※詳細は町ホームページまたは下記お問い合わせまでお願いします。

予約期間：WEB 11月22日（火）午前9時～11月28日（月）午後5時
（電話予約は22日、24日 午前9時から午後5時）



ホームページ
QRコード

健康福祉課健康推進係【受付時間：月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分】

☎ 0120-567-034（フリーダイヤル） または ☎ 0238-86-0210

「マイナンバーカード」受け取り・申請について 日曜日に開庁します！

マイナンバーカードの申請・受取のために、下記の日程で役場窓口を開庁します。

	開庁日（日曜日）	予約時間
令和4年12月	4日・11日・25日	【午前の部】 午前9時～11時30分 【午後の部】 午後1時～3時
令和5年1月	8日・15日・29日	
令和5年2月	5日・12日・26日	



予約
QRコード

※休日の手続きには必ず**予約**が必要です。開庁日の前々日（金曜日）の午後5時までお電話でご予約ください。
※インターネット・QRコードからアクセスして予約する場合は上記のQRコードを読み取ってください。

マイナンバーカードの申請受付をスピカの店内で行います

平日に町民課窓口へお越しになれない方、お買い物のついでに、マイナンバーカードの申請をしてみませんか？

- 期間 11月より毎週日曜日 ●時間 午後2時～4時 ●申請受付場所 スピカ店内（くつろぎスペース）
- 次のものをご持参いただくと申請できます。

①本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの身分証明書＋健康保険証）

※顔写真付きのものがない方は、健康保険証・医療受給者証・年金手帳など2点（学生の場合は学生証＋健康保険証など）

②通知カード

③マイナンバーカード申請書

→通知カードの下の部分か、封書で送付された申請書

※申請書が見当たらない方は・・・申請日の前々日（金曜日）までお電話をいただければ、申請書を準備いたします。

「マイナンバーカードをお持ちの方へ」マイナポイントの申し込み（受け取り）はお済みですか？

- ・カードの取得及び2万円までのチャージまたはお買い物（最大5,000円分）
- ・健康保険証利用申し込み（7,500円分）
- ・公金受け取り口座登録（7,500円分）

それぞれにポイントがもらえます。ポイントの申し込み期限は令和5年2月末までです。

（マイナンバーカードを今年中に申請された方が対象になります。）

- マイナンバーカード受け取り・マイナポイント申込等で窓口にお越しの際は、事前にお電話での予約をお願いいたします。（直接来庁されても予約の方が優先になり、お断りする場合がございます。）

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

■要介護(要支援)認定を受けていらっしゃる方へ 税申告用認定書について

所得税および町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」および「特別障害者控除」用の認定書を交付します。

認定書は、令和4年分の所得税、令和5年分の住民税の申告にのみ使用できます。

●対象 昭和33年1月1日以前に生まれた方で、令和4年12月31日現在(令和4年中に亡くなられた方)については亡くなられた日現在)要介護(要

支援)認定を受けており、障がい程度が一定以上の方。

※認定基準など、詳しくは介護保険係へお問い合わせください。(町ホームページにも掲載しています。)

※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要はありません。

【申請・問い合わせ】

健康福祉課介護保険係
☎86-0213

■人権なんでも相談所を開設します

人権相談委員が、夫婦・家族間のいざいざ、高齢者・子どもの虐待、相続問題などのさまざまな問題について、皆さんからの相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

●いつ 12月9日(金)

午前9時から11時30分

●どこ 中央公民館

会議室A・B



【申し込み・問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのために整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：2戸（白鷹町外在住者向け）
・2戸のうち、1戸は令和3年度竣工、1戸は平成22年度竣工
- 住宅形式：寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室
- 家賃
・2子までを扶養する世帯…35,000円
・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次のすべてを満たすこと
①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
③自らが居住するために住居を必要としていること
④市町村民税を滞納していないこと
⑤暴力団関係者ではないこと

【申込・問い合わせ】建設課管理係 ☎85-6140

- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

●申し込みに必要な書類

入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。

- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。

- 募集期間：11月15日(火)～11月30日(水)
午後5時まで ※土日祝日を除く

- 入居者の決定：12月下旬

- 入居可能時期：令和5年1月上旬

- 敷金：家賃の3ヶ月分

